（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

No.	題号	著作者名	利用を認める著作物					利用に付する教材名	補償金の額（税込・単位：円）
			当該著作物が利用された形態（入試英語問題の区分）						
			大学名	学部名（学科名）	入試日程・方式	出題年度	大問		
1	不明	不明	大阪教育大学	外国語学部	前期日程	1998	5		2,100
2	不明	不明	京都大学	外国語学部	前期日程	1993	3―(1)		2,100
3	不明	不明	京都大学		後期日程	1994	3―(1)		2,100
4	不明	不明	京都大学		前期日程	1994	3―(2)		2,100
5	不明	不明	京都大学		前期日程	1997	3―(1)		2,100
6	不明	不明	京都大学		前期日程	2007	3―(2)		2,100
7	不明	不明	神戸市外国語大学		前期日程	2004	3―問1		2,100
8	不明	不明	東京工業大学		前期日程	1999	2	『体系英作文』	2,100
9	不明	不明	東京大学		前期日程	1986	3―A		2,100
10	不明	不明	東京都立大学（現首都大学東京）		前期日程　理系	2001	2		2,100
11	不明	不明	一橋大学		前期日程	1994	3―(1)		2,100
12	不明	不明	一橋大学		前期日程	1999	3―(2)		2,100
13	不明	不明	一橋大学		前期日程	1999	3―(3)		2,100
14	不明	不明	早稲田大学	文学部		2007	5		3,009
15	不明	不明	早稲田大学	文化構想学部		2007	5		3,009
								合計	33,318

○文化庁告示第二十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年十二月二十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十六年四月九日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区富士見二丁目十一番三号　株式会社研究社（代表取締役　関戸雅男）

三　利用方法　出版用教材（別表参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　二六、九六七円